

令和2年第3回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 令和2年 9月2日(水) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 8名

1番 松田 勝	2番 増井 敬史
3番 三浦 博	4番 山岡 敏
5番 福井 保夫	6番 欠 員
7番 浅野 勉	8番 森田 瞳
9番 大星 成司	

2 出席議員 8名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	民 生 部 長	欠 席
事 業 部 長	堀川 雅央	教 育 次 長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	総 務 課 長	吉田 裕一
住 民 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	井上 育久
建 設 課 長	池田 佳永	教 育 総 務 課 長	吉田 彰宏
会計管理者職務代理	中澤 章浩		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について）
- 第 6 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）
- 第 7 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）
- 第 8 議案第 1号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第 2号 安堵町消防賞じゅつ金基金条例の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 第10 議案第 3号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 4号 安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 5号 令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について
- 第13 議案第 6号 令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について
- 第14 議案第 7号 令和2年度奈良県共同調達したパソコン等の購入契約の締結について
- 第15 議案第 8号 令和2年度奈良県共同調達したパソコン等（教育委員会）の購入契約の締結について
- 第16 議案第 9号 奈良県域GIGAスクール構想実現のための情報端末機器売買契約（令和元年度補正予算）の締結について
- 第17 議案第10号 奈良県域GIGAスクール構想実現のための情報端末機器売買契約（令和2年度補正予算）の締結について
- 第18 発議第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 第19 認定第 1号 令和元年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 2号 令和元年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第 3号 令和元年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第22 認定第 4号 令和元年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 5号 令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 6号 令和元年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 7号 令和元年度安堵町水道事業会計決算の認定について
- 第26 報告第 4号 令和元年度決算に係る健全化判断比率報告書について
- 第27 報告第 5号 令和元年度決算に係る資金不足比率報告書について
- 第28 報告第 6号 令和元年度安堵町土地開発公社決算の報告について

開 会
午前10時00分

議長（福井保夫） おはようございます。

ただいまから、令和2年第3回安堵町議会定例会を開会します。

出席議員は8名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

理事者側職員につきましては、密集・密接の状態を避けるために、町長、副町長、教育長及び部長級、並びに課長は提出案件の説明者に限定して出席を求めました。

ただし、石橋部長は、今月末日まで療養のため欠席する通知を受けていますことを御報告いたします。

説明員の課長につきましては同観点から、途中で暫時休憩を取りますので、その前後で交代して本日の本会議を運営していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、はじめに西本町長より開会にあたり御挨拶があります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

令和2年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、公私共にお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

現在、我が国においては、新型コロナウイルス感染症拡大の第2波が押し寄せており、テレビや新聞等で連日コロナ感染者数の報道が行われ、聞こえてくるのは暗い話ばかりで、うだる暑さと共に気が滅入る日々でございます。本町におきましても、秋以降の各種行事を中止せざるを得ない状況となっており、平穏な日常を一日も早く取り戻したいと願わずにはられません。

また、7月3日から7月31日にかけて、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で、

梅雨前線が停滞したことにより特別警報級の豪雨となり、河川の決壊や土砂崩れ等による甚大な被害が発生しました。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

そして、ようやく少しずつではございますが、初秋の気配が感じられるようになってまいりました。9月は「防災の日」及び「防災週間」です。台風シーズンでもあり、災害に対する備えに万全を期してまいる所存でございます。

加えて、健康面からの理由で、安倍首相が突然の辞任を表明されました。7年8か月もの間、日本のリーダーとして活躍されたこと、大変お疲れ様でございます。次の首相が早く決まることを心から願う次第でもございます。

それでは、本日、提案させていただきます案件でございますが、人事案件が1件、条例の廃止及び一部改正、財産取得に関する議決案件、令和2年度補正予算などの議案が9件、令和元年度決算の認定案件が7件、報告案件が6件の合計23件でございます。

議員の皆さまに御審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べます。

報告第1号は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がった介護保険の第1号被保険者に対し、支援策として介護保険料の減額または免除する減免要件を追加するため専決処分いたしました「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例」の承認を求めるとでございます。

次に報告第2号は、新型コロナウイルス感染症対策として、公共施設等の環境整備や教育支援など、国の第2次補正予算による「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を受けて、早急に進める事業に係る経費を増額補正するため専決処分いたしました「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）」の承認を求めるとでございます。

次に報告第3号は、同じく、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済や住民生活を早急に支援する地域振興券事業に伴う増額補正をするため専決処分いたしました「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）」の承認を求めるとでございます。

続いて議案第1号は、安堵町教育委員会委員の任命についてでございます。同委員である谷野美保子氏の任期が、令和2年9月30日をもって任期満了となります。そこで新たに教育委員として大谷佳代子氏を任命することについて、議会の同意を求めるとでございます。

次に議案第2号は、消防団員が死亡し、または障害の状態になった場合において授与する賞じゅつ金の財源として設置しておりました、賞じゅつ金基金をその役目を果たしたと判断し、廃止するための「安堵町消防賞じゅつ金基金条例の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について」でございます。

次に議案第3号は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、安堵町介護

保険条例に係る延滞金の規定について、所要の改正を行う「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に議案第4号は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、安堵町後期高齢者医療に関する条例に係る延滞金の規定について、所要の改正を行う「安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に議案第5号「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」住民票及び印鑑証明のコンビニ交付サービス導入事業費、マイナンバーカード交付に係るシステム改修費や発行委任事務負担金の増額、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者への支援や福祉保健センターの環境整備事業、休日応急診療施設整備に伴う負担金の増額、感染症予防補助金の精算による償還金及び小学校大規模トイレ改修、並びに消防賞じゅつ基金廃止による繰入れ、国庫補助額等の確定のための財源更正、臨時財政対策債確定による地方債補正などに伴う増額補正でございます。

次に議案第6号の「令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」は、介護給付費負担金等の超過交付の返還及び追加交付並びに介護給付費準備基金への積み立てがあったための増額補正でございます。

次に議案第7号は、令和2年度の奈良県共同調達にて落札した業者と、予定価格700万円以上の財産の取得に議会の議決が必要な、役場で使用する執務用パソコン等の購入に係る契約を締結するための「令和2年度奈良県共同調達したパソコン等の購入契約の締結について」でございます。

次に議案第8号は、同じく、予定価格700万円以上の財産の取得に議会の議決が必要な、町立学校で使用する校務用パソコン等の購入に係る契約を締結するための「令和2年度奈良県共同調達したパソコン等（教育委員会）の購入契約の締結について」でございます。

次に議案第9号は、令和2年度に繰り越した奈良県域GIGAスクール構想実現に係る令和元年度補正予算にて、予定価格700万円以上の財産の取得に議会の議決が必要な児童生徒学習用パソコン等の購入に係る契約を締結するための「奈良県域GIGAスクール構想実現のための情報端末機器売買契約（令和元年度補正予算）の締結について」でございます。

次に議案第10号は、同じく奈良県域GIGAスクール構想実現に係る令和2年度補正予算について、予定価格700万円以上の財産の取得に議会の議決が必要な児童生徒学習用パソコン等の購入に係る契約を締結するための「奈良県域GIGAスクール構想実現のための情報端末機器売買契約（令和2年度補正予算）の締結について」でございます。

続きまして認定第1号は「令和元年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

次に認定第2号は「令和元年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

でございます。

次に認定第3号は「令和元年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

次に認定第4号は「令和元年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

次に認定第5号は「令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」でございます。

次に認定第6号は「令和元年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

次に認定第7号は「令和元年度安堵町水道事業会計決算の認定について」でございます。

続きまして報告第4号の「令和元年度決算に係る健全化判断比率報告書について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものでございます。

次に報告第5号「令和元年度決算に係る資金不足比率報告書について」につきましても、同法律に基づき報告するものでございます。

次に報告第6号の「令和元年度安堵町土地開発公社決算の報告について」は、収益的収入及び支出については、収入500円、支出0円、差引額500円となりました。資本的収入及び支出については、収入支出ともに、37万9,576円の同額で差引0円でございます。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細はその都度担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（福井保夫） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、3番 三浦博議員、4番 山岡敏議員を指名します。両議員には会期中よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から18日までの17日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から18日までの17日間とすることに決定しました。

議長(福井保夫) 日程第3「諸般の報告」を行います。

2件あります。

まず、議員勉強会について。

8月21日に「小中一貫教育制度について」議員勉強会を開催しました。かねてから安堵町立学校における魅力ある教育の推進について委員会で協議したり、私も何度か一般質問して答弁を求めるなど、当議会において関心の高いテーマであります。小中一貫教育制度に平成28年度から新たに義務教育学校が加わりました。それぞれの特徴について教育委員会職員から解説してもらいました。今回の勉強会は、まず議員が情報を共有することを目的として開催しましたので、望ましい方向性については、今後理事者側と共に協議を重ねていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

次に、「行政監査報告について」地方自治法第199条第2項の規定により、8月20日に行政監査が実施され、その結果は、町長及び議長宛に監査委員連名で提出されました。この報告書を受け、効率的な行政運営を遂行していく上で、理事者側の関係者の皆さんはもちろんのこと、併せて我々議員も認識しておく必要はあると考えますので、監査委員を代表して議会選出監査委員である森田議員から、改めて報告していただきたいと思います。

議会選出監査委員(森田 瞳) 議長。

議長(福井保夫) 森田議員。

(森田議会選出監査委員 登壇)

議会選出監査委員(森田 瞳) それでは令和2年8月20日に実施いたしました行政監査の結果について、監査委員を代表いたしまして私から報告をいたします。

1番、町税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納分について

令和元年度における町税等滞納者に対し督促状を送付した結果、その収納率は次のとおりである。

町税 52.9%、国民健康保険税 24.3%、後期高齢者医療保険料 61.5%。今後も、徴収対策室を効果的に活かして滞納額の縮小に努められたい。

2番、公共交通対策事業について

コミュニティバス運行事業。

安堵町コミュニティバスは、中通りコースと南回りコースの二つの路線がある。便数については昨年見直しされましたが、乗車人数が伸び悩み、運行経費が高く推移しています。方策といたしまして、かつての奈良交通のバス路線（法隆寺駅～平端駅間）を復活させた中通りコースを増便する一方、南回りコースについては、町内循環バスに替えるなど、運行について再考する時機にきていると思われまます。

タクシー運賃助成事業。

コミュニティバスの運行が不可能な地域の住民を対象としたタクシー運賃の一部助成事業は、平成27年に移動範囲が拡充されたが、利用者等が極めて少ない。利用しやすい対策を講じる必要があると思われまます。

公共事業は、費用対効果を度外視することはできません。よって、当該公共交通対策事業関係について、利用状況と一般財源の負担状況の実態を鑑みて、住民にとってより利活用される形態であると同時に、効果的な事業運営を図られたい。

3番、職員の健康管理について

昨今、療養のために病気休暇を取得する職員が増加している。要因の一つとして、職員の長期にわたる病気休暇は、他の職員に負担がかかり、その負担が加重となった職員が体調不良になる、というように悪循環が生じている。よって、行政運営に支障がないよう、普段から自身の健康、身近な職員の健康にも十分留意し、健康管理講習会等を開催して健康維持・増進を意識付ける等、健全な職場環境づくりに努められたい。

4番、清掃業務について

次期契約時は、次のことについて留意されたい。

業務委託内容。

庁舎内や各施設内のごみ回収、床掃除等、職員で対応できることは職員が行う。清掃委託日数を減少すると共に経費の節減をはかり、委託業務内容を精査する。

契約形態。

施設ごとに締結している契約を役場庁舎と、町が管理する全施設にかかる委託業務を一括して契約することにより、契約金額の抑制を図られたい。

委託事業の契約方法について。

事業全般について言えることだが、業務委託先は、指名競争入札または一般競争入札により決定することが適切であるが、随意契約が必要な場合は、適正な根拠を明確にすることが重要である。単に「従来から同じ業者であるから」、また「委託しようとすることに精通しているから」等という安易な理由による契約は厳に慎まれない。

以上、行政監査報告の結果を報告いたしました。

議長（福井保夫） これで諸般の報告を終わります。

議長（福井保夫） 日程第4「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、行政報告を行います。

新型コロナウイルス感染症の第2波の影響により、毎年恒例でありました7月の「差別をなくす町民集会」、8月の「ふれあい盆踊り大会」、9月の「クリーンアップ大作戦」、「敬老の集い」、11月の「産業フェスティバル」「文化祭」、12月の「カラオケ大会」など各種イベントは中止となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の諸施策についてでございます。これは主だったものを申し上げます。

国の特別定額給付金による一人10万円の給付が8月11日をもって完了いたしましたので状況を報告いたします。住民数7,377人に対し7,358人からの申請があり、給付率は99.7%でございます。

また、国の子育て世帯への臨時特別給付金への上乗せ給付事業は、給付対象児童706人分の給付を完了し、ひとり親世帯への臨時給付金事業は給付対象児童数97人に対し給付を完了いたしております。

続きまして、専決処分いたしました、国の第2次補正予算に係る地方創生臨時交付金事業につきましては、防災活動支援事業として、避難所へのマスク、消毒用アルコール、非接触体温

計と段ボールによる間仕切りやベッドの配備を只今行っているところでございます。

次に、衛生用品配布事業として、納品が遅れておりました高齢者に対するマスクの配布を9月4日までに納品が完了することで、直ちに順に発送する予定でございます。遅れたことを申し訳ないと思っております。

そして、住民の方々が注目の地域振興券につきましては9月1日を基準日とした町内の世帯主に対し、2万円の地域振興券を発行をしております。10月1日から御利用いただけるように只今、準備を進めております。対象は町内49事業所となっております。

加えて、住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付を実施いたします。只今準備作業中であり、開始時期は今年度中を予定しております。

また、ごみ処理につきましても8月より天理市の嘉幡の現有施設で受け入れてもらうことで、町の環境美化センターの焼却炉は中止をいたしております。

以上でございます。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 失礼します。教育委員会 辰己です。引き続き、教育委員会関係の御報告を申し上げます。

安堵町教育委員会では本年度に入り、これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴って、臨時休業措置や、分散登校を実施してまいりましたが、児童生徒の授業時間数の確保、教育課程の適切な執行に配慮し、安堵町立学校におきましては1学期を8月7日までと延長し、8月8日から8月23日までを短縮した夏期休業とさせていただき、8月24日月曜日より第2学期を始業しております。

この間、安堵小学校の給食室の老朽化に伴い、学校給食センターにおいて共同調理に向けた移行作業を終え、8月31日より小・中学校の給食実施を開始させていただいております。今後2学期の様々な行事におきましても、熱中症対応、新型コロナウイルス感染症拡大防止に格段の配慮に努め、こども園、小・中学校との連携を深めながら、その見直しも進めてまいりたいと考えておりますので、園児、児童生徒、保護者、そして町民の皆さま方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（福井保夫） 教育長、冬休み等は別に影響無い訳ですか、今のところ。
その場で結構です。

教育長（辰己秀雄） 今のところ、現在の各小・中学校の報告では、ほぼ臨時休業や分散登校等を利用させていただいて減じた授業時数については、ほぼ内容的にいけるだろうという見通しを持っておられます。

ただ、現在2波等のさなかにございますので、今後、順調に学校運営が適切にできましたら、ほぼそれに追いつく可能性が高いという状況報告をいただいております。

議長（福井保夫） はい。わかりました。
他に、ありませんですね。
これで行政報告は終わりました。

議長（福井保夫） 日程第5 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（井上育久） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。井上健康福祉課長。

（井上健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（井上育久） おはようございます。健康福祉課、井上でございます。よろしくお願ひします。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について）」それでは説明させていただきます。

本改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった、介護保険の第1号被保険者に対し、その者に係る介護保険料の減額または免除を行うための支援策として、減免要件を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった、介護保険の第1号被保険者に対し、その者に係る介護保険料の減額または免除を行うものでございます。

また、本件につきましては、対象者に早急に対応する必要があるため、専決させていただき、令和2年度介護保険料の第1期納期限が7月末に到来するまでに申請を行う必要があるため令和2年6月30日公布にさせていただきました。

次に、詳細につきまして新旧対照表、1ページから2ページをお願いします。

第8条第1項につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における第1号被保険者の介護保険料の減額または免除に関する規定の追加でございます。

続きまして、第8条第2項につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による、第1号被保険者の介護保険料の減額または免除に関する申請の手続きの特例に関する規定の追加でございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めます。

令和2年9月2日 報告

安堵町長 西本 安博

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年6月30日 専決

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（井上育久） 本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御承認、よろしく申し上げます。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

報告第1号は、原案のとおり承認されました。

議長（福井保夫） 日程第6 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課、富井でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。それでは報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度

安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について」御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,856万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,534万9,000円といたします。

補正理由につきましては、国の第2次補正予算により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充され、その事業実施のため所要の経費の増額補正でございます。

具体的には、公共的空間等安全・安心確保事業、衛生用品配布・備蓄事業、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止臨時支援金事業、夏休み短縮に伴う熱中症対策事業、防災活動支援事業、認定こども園環境整備の充実事業、小学校配膳室整備事業でございます。

次に、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の給付事務にかかる経費の増額補正でございます。

三つ目といたしましては、町立学校の感染症対策等への教職員の負担軽減に資する、人材配置等の経費を増額補正するものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和する早急な対応が必要なため専決処分とさせていただきます、専決日は、事業確定をいたしました7月16日とさせていただきます。

それでは、補正予算書9ページ、10ページを御覧ください。

歳出についてでございます。

2款 総務費、1項 総務管理費におきまして、10目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費におきまして、消耗品として1,726万9,000円、通信運搬費として169万4,000円、委託費として30万円、施設改修工事費として439万6,000円、備品購入費として1,168万9,000円、感染拡大防止臨時支援金として70万円の、計3,604万8,000円の増額補正でございます。

次に、3款 民生費、2項 児童福祉費におきまして、消耗品等事務費として合計19万9,000円の増額補正でございます。

次に、9款 教育費、1項 教育総務費におきまして、スクールサポーター配置等経費として計232万2,000円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、歳入について、補正予算書7ページ、8ページを御覧ください。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として3,682万3,000円、母子家庭等対策総合支援事業国庫補助金として19万9,000円の増額補正でございます。

次に、15款 県支出金、2項 県補助金で、スクールサポート・スタッフ配置促進事業費補助金として154万7,000円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町一般会計
補正予算（補正第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和2年9月2日 報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次に、専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月16日 専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,856万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,534万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年7月16日 専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額10億5,891万5,000円、補正額3,702万2,000円、計10億9,593万7,000円。

15款 県支出金、2項 県補助金、補正前の額4,454万1,000円、補正額154

万7,000円、計4,608万8,000円。

歳入合計。

補正前の額45億4,678万円、補正額3,856万9,000円、計45億8,534万9,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額12億3,223万8,000円、補正額3,604万8,000円、計12億6,828万6,000円。

3款 民生費、2項 児童福祉費、補正前の額3億7,126万3,000円、補正額19万9,000円、計3億7,146万2,000円。

9款 教育費、1項 教育総務費、補正前の額1億741万4,000円、補正額232万2,000円、計1億973万6,000円。

歳出合計。

補正前の額45億4,678万円、補正額3,856万9,000円、計45億8,534万9,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

報告第2号は、原案のとおり承認されました。

議長（福井保夫） 日程第7 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。

それでは報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）」御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,434万9,000円といたします。

補正理由につきましては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、住民の生活支援と、地域内消費喚起等を目的に、全世帯に対する地域振興券事業実施に向け所要の経費の補正予算でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和する早急な対応を要するため専決処分とさせていただきます、専決日は、事業が確定し、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用に加え、県の「県内消費喚起支援事業」補助金交付の内示がありました8月6日とさせていただきます。

それでは補正予算書9ページ、10ページを御覧ください。

歳出についてでございます。

2款 総務費、1項 総務管理費におきまして、地域振興券作成等経費として需要費187万2,000円、送料等、通信運搬費として239万円、地域振興券、換金及びシステム改修費等、委託費として7,473万8,000円の増額補正でございます。

この財源といたしましては、1ページ戻っていただきまして補正予算書7ページ、8ページを御覧ください。

歳入についてでございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として4,200万円の増額補正でございます。

15款 県支出金、2項 県補助金、県内消費喚起支援事業補助金で3,700万円の増額補正でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和2年9月2日 報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次に、専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）を別紙のとおり専決処分する。

令和2年8月6日 専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,434万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月6日 専決

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額10億9,593万7,000円、補正額4,200万円、計11億3,793万7,000円。

15款 県支出金、2項 県補助金、補正前の額4,608万8,000円、補正額3,700万円、計8,308万8,000円。

歳入合計。

補正前の額45億8,534万9,000円、補正額7,900万円、計46億6,434万9,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額12億6,828万6,000円、補正額7,900万円、計13億4,728万6,000円。

歳出合計。

補正前の額45億8,534万9,000円、補正額7,900万円、計46億6,434万9,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

報告第3号は、原案のとおり承認されました。

議長(福井保夫) 日程第8 議案第1号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長(吉田裕一) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。吉田総務課長。

(吉田総務課長 登壇)

総務課長(吉田裕一) おはようございます。総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、御説明させていただきます。

議案第1号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

本件は児童生徒の保護者として長年、積極的に学校教育に参画し、学校教育の推進に御尽力いただきました安堵町教育委員 谷野美保子氏が、令和2年9月30日をもって4年の任期が満了になります。そこで、その後任といたしまして同じく生徒児童の保護者として、だいたい幼稚園本部役員や安堵小学校PTA保健体育委員長などを歴任されております大谷佳代子氏を安堵町教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては令和2年10月1日から令和6年の9月30日までの4年間でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第1号

安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年9月2日 提出

安堵町長 西本 安博

記

住 所 奈良県生駒郡安堵町大字かしの木台二丁目1番地の16
氏 名 大谷 佳代子
昭和50年12月6日生（44歳）

総務課長（吉田裕一） 以上、御同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、議案第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第9 議案第2号「安堵町消防賞じゅつ金基金条例の設置、管理及び処分に
関する条例の廃止について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

（吉田総務課長 登壇）

総務課長（吉田裕一） 総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いたします。それでは御説明させていただきます。

議案第2号「安堵町消防賞じゅつ金基金条例の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について」

本件は消防団員が死亡し、または障害の状態になった場合において、賞じゅつ金を授与するため昭和62年に当該基金条例を制定いたしました。しかしながら、賞じゅつ金の授与実績もなく、現在は、他制度による消防団員に対する公務災害補償、死亡または障害補償等の福祉事業に加入しているため、その役目を果たしたと判断いたしまして、当該条例を廃止するものがございます。

施行期日につきましては、今年度末、令和3年3月31日とさせていただきます。

また、基金廃止に伴い、令和2年度歳入歳出一般会計補正予算にて、繰入金として計上をさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第2号

安堵町消防賞じゅつ金基金条例の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

安堵町消防賞じゅつ金基金条例の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年9月2日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉田裕一） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ御審議、御可決のほど、よろしくお願いたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） 今、この条例の廃止について、ということで説明いただきました。

ちょっとお伺いいたしますけども、この賞じゅつ金、現在の基金の残高をお教えてください。

議長（福井保夫） その場で結構です。

総務課長（吉田裕一） 申し訳ございません、今、手元に金額の資料を持っておりません。申し訳ございません。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井課長。

総合政策課長（富井文枝） お手元にお配りしております決算書の125ページでございますが、消費賞じゅつ金の令和元年度決算末残高は3,643万1,269円となっております。
以上でございます。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） ありがとうございます。3,600万うんぬんということで今、説明ございましたけども、これは、全てのこの金額をこの条例を廃止することによって、財政調整基金に積み重ねて運用されていくというような、その辺の説明ありましたな。その辺の説明あったと思うんです。財調の基金の方に積み重ねていく。その会計処理はどうするんですか、会計処理。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井課長。

総合政策課長（富井文枝） 次の、議案第5号の補正予算第5号で、御説明をさせていただきますが、一般会計の方に一旦、基金を取り崩して、入れさせていただくようなかたちで、令和2年度、

清算をしようと考えております。

以上でございます。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） この賞じゅつ金の性質の中で、その説明がございました。一般会計に一旦繰り入れて、それからまた基金の方へ繰り込むということ。ちょっとその辺のこと、総務課長、以後この辺のことにつきましては、まず残高、調べていただいたということもありましたし、その金額をどういうように、これから基金に運用していくのか、ということも併せて説明していただかないと、いかなのじゃないかなと、今後ちょっとその辺のことに気を付けて、よろしく願いしておきます。

以上です。

議長（福井保夫） 他に、質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 無いようですので、これより討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり採決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第10 議案第3号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（井上育久） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。井上健康福祉課長。

（井上健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（井上育久） 健康福祉課の井上です。よろしく申し上げます。

議案第3号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」、それでは説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が公布されたことに伴い、安堵町介護保険条例について所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、延滞金の割合等の特例について規定の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表1ページをお願いいたします。

改正につきましては、全て、法律改正に伴う文言整備となっております。

施行期日につきましては令和3年1月1日からです。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年9月2日 提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（井上育久） 次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第11 議案第4号「安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長（増田篤人） おはようございます。住民課、増田でございます。よろしくお願いいたします。
す。

議案第4号「安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

本件につきましては、議案第3号 安堵町介護保険条例の一部改正と同様に、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い地方税法等の一部が改正されたことから、所要の条例を改正するものでございます。改正内容といたしましては、本町の後期高齢者医療保険料に係る延滞金の特例規定の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案書の3ページ、新旧対照表をお願いいたします。

主な改正内容といたしましては「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」と、文言の整備を行っております。

以上でございます。

なお、この条例の施行日は令和3年1月1日とさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号

安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年9月2日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

本件につきまして、御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長(福井保夫) 日程第12 議案第5号「令和2年度安堵町一般会計補正予算(補正第5号)について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。富井総合政策課長。

総合政策課長(富井文枝) はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第5号「令和2年度安堵町一般会計補正予算(補正第5号)について」御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,109万1,000円を追加し、歳入歳出総

額を47億4,544万円といたします。

補正理由につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、感染拡大防止を図る目的の、福祉保健センターの環境整備及び町内の法人への事業継続支援助成金事業実施に係る経費の増額補正でございます。

次に、マイナンバーカード関係では、住民票写しと印鑑証明のコンビニ交付サービス導入実証事業、海外転出後の利用対応に伴うシステム改修経費及び交付件数の増加に伴う発行委任事務負担金の増額補正並びに、戸籍附票システム改修に係る国庫補助の財源更正でございます。

三つ目といたしましては、三室休日応急診療所の新型コロナ感染症対応等施設改修工事費のため、休日応急診療施設組合負担金の増額補正でございます。また、予防接種等事業に対する令和元年度の感染症予防事業等補助金において超過交付に伴う償還が必要となったため、係る経費の増額補正でございます。

四つ目といたしましては、安堵小学校の大規模トイレ改修について、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、前倒しで学校施設環境改善交付金及び、第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、早急に整備を進めるものでございます。

最後に、普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額の確定による歳入の財源更正と限度額変更に伴う地方債補正及び消防賞じゅつ金基金の廃止に伴う基金繰入の財源更正でございます。

それでは、補正予算書の13ページ、14ページをお開きください。

歳出でございます。

2款 総務費、1項 総務管理費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費におきまして、福祉保健センターにおける空調換気等環境整備工事として、工事請負費、設計監理委託費合わせまして2,150万円、事業継続支援助成金として、その事務費も含めて1,108万円の増額補正でございます。

次に、3項 戸籍・住民基本台帳費におきまして、委託料で、電算システム改修費874万5,000円、負担金補助及び交付金で、個人番号カード発行委任事務負担金438万4,000円の増額補正でございます。

4款 衛生費、1項 保健衛生費におきまして、負担金補助及び交付金で、休日応急診療施設組合負担金として103万9,000円の増額補正。償還金利子及び割引料で、償還金として102万円の増額補正でございます。

次に、15ページ、16ページをお願いいたします。

9款 教育費、1項 教育総務費、工事請負費で、安堵小学校トイレ改修工事3,333万5,000円の増額補正でございます。

12款 諸支出金、1項 基金費におきまして、積立金でマイナス2万2,000円の減額

補正でございます。

次に、補正予算書9ページ、10ページをお開きください。

歳入についてでございます。

10款 地方交付税、1項 地方交付税普通交付税で7,895万3,000円の増額補正でございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、総務国庫補助金におきまして、個人番号カード交付事業費補助金で438万4,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で703万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で5,406万3,000円の増額補正でございます。

次に、6目 教育費国庫補助金では、学校施設環境改善交付金として794万6,000円の増額補正でございます。

16款 財産収入、1項 財産運用収入では、消防賞じゅつ金基金積立金利子としてマイナス2万2,000円の減額補正でございます。

次のページをお開きください。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、財政調整基金繰入金でマイナス1億2,076万円の減額補正、消防償じゅつ金基金繰入金で3,644万2,000円の増額補正でございます。

19款 繰越金、1項 繰越金で108万5,000円の増額補正。

20款 諸収入、3項 雑入で、コンビニ交付実証事業補助金で660万円の増額補正でございます。

最後に、21款 町債、1項 町債で、臨時財政対策債で536万5,000円の増額補正でございます。

従いまして、補正予算書の4ページをお開きください。

第二表、地方債補正を御覧ください。

臨時財政対策債の限度額を7,800万円から補正後8,336万5,000円に変更いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第5号

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を別紙のとおり提出する。

令和2年9月2日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第5号

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,109万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,544万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債補正の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月2日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

10款 地方交付税、1項 地方交付税、補正前の額13億8,590万円、補正額7,895万3,000円、計14億6,485万3,000円。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額11億3,793万7,000円、補正額7,342万8,000円、計12億1,136万5,000円。

16款 財産収入、1項 財産運用収入、補正前の額71万円、補正額マイナス2万2,000円、計68万8,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額3億5,000万円、補正額マイナス8,431万8,000円、計2億6,568万2,000円。

19款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額2,746万6,000円、補正額108万5,000円、計2,855万1,000円。

20款 諸収入、1項 雑入、補正前の額4,435万2,000円、補正額660万円、計5,095万2,000円。

21款 町債、1項 町債、補正前の額3億4,650万円、補正額536万5,000円、計3億5,186万5,000円。

歳入合計。

補正前の額46億6,434万9,000円、補正額8,109万1,000円、計47億

4, 544万円。

続きまして、3ページお願いいたします。

歳出の部。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額13億4,728万6,000円、補正額3,259万円、計13億7,987万6,000円。

3項 戸籍・住民基本台帳費、補正前の額3,010万4,000円、補正額1,312万9,000円、計4,323万3,000円。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正前の額8,396万2,000円、補正額205万9,000円、計8,602万1,000円。

9款 教育費、1項 教育総務費、補正前の額1億973万6,000円、補正額3,333万5,000円、計1億4,307万1,000円。

12款 諸支出金、1項 基金費、補正前の額629万8,000円、補正額マイナス2万2,000円、計627万6,000円。

歳出合計。

補正前の額46億6,434万9,000円、補正額8,109万1,000円、計47億4,544万円。

次のページ以降の第二表 地方債補正及び事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第5号は総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第13 議案第6号「令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（井上育久） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。井上健康福祉課長。

（井上健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（井上育久） 健康福祉課の井上です。よろしくお願いします。

議案第6号「令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」、それでは説明させていただきます。

本補正につきましては、一つ目として、令和元年度に概算交付を受けておりました介護給付費負担金、地域支援事業交付金及び低所得者軽減負担金について、実績に基づいて精算したところ818万2,000円の超過交付が生じ、令和2年度で返還するための増額補正と、令和元年度の実績精算で追加交付を受けましたので、歳入の財源更正を行うための補正です。

二つ目として、決算の結果、剰余金が発生しましたので、2,927万1,000円を介護給付費準備基金として積み立てを行うための補正です。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書9ページをお願いします。

歳出の部。

4款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 介護給付費準備基金積立金で2,927万1,000円の増額補正です。

6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、3目 償還金で818万2,000円の増額補正です。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして7ページをお願いいたします。

歳入の部。

3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、3目 地域支援事業交付金で345万8,000円の増額補正です。

5款 県支出金、2項 県補助金、2目 地域支援事業交付金で164万1,000円の増額補正です。

8款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金で3,235万4,000円の増額補正でございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第6号

令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

令和2年9月2日 提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（井上育久） 補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第6号

令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）

令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,745万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,217万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月2日 提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（井上育久） 次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の金額は3,661万8,000円、補正額345万8,000円、計4,007万6,000円。

5款 県支出金、2項 県補助金、補正前の額は701万8,000円、補正額164万1,000円、計865万9,000円。

8款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額1,000円、補正額3,235万4,000円、計3,235万5,000円。

歳入合計。

補正前の額は8億2,471万8,000円、補正額3,745万3,000円、計8億6,217万1,000円。

次のページをお願いします。

歳出の部。

4款 基金積立金、1項 基金積立金、補正前の金額は6,000円、補正額2,927万1,000円、計2,927万7,000円。

6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、補正前の額は80万7,000円、補正額818万2,000円、計898万9,000円。

歳出合計。

補正前の額は8億2,471万8,000円、補正額3,745万3,000円、計8億6,217万1,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 只今、11時24分です。

暫時休憩いたします。約15分ほど。よろしくお願いいたします。

休 憩（午前11時24分）

再 開（午前11時37分）

議長（福井保夫） それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第14 議案第7号「令和2年度奈良県共同調達したパソコン等の購入契約の締結について」及び日程第15 議案第8号「令和2年度奈良県共同調達したパソコン等（教育委員会）の購入契約の締結について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

（吉田総務課長 登壇）

総務課長（吉田裕一） 総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。

議案第7号「令和2年度奈良県共同調達したパソコン等の購入契約の締結について」及び議案第8号「令和2年度奈良県共同調達したパソコン等（教育委員会）の購入契約の締結について」を一括で御説明させていただきます。

本件は、役場で使用する執務用パソコン31台、及び町立学校で使用する校務用パソコン46台について、コンピューターが作動するためのソフトWindows7のサポートが切れており、セキュリティ強化の観点から購入をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、予定価格700万円以上の財産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、令和2年度の奈良県共同調達にて県内一括で実施されたパソコンの一般競争入札の入札結果に基づきまして、各参加団体が随意契約するもので、共同調達時における安堵町の予定価格が700万円以上を上回っていたため、議会の議決が必要になります。

なお購入の際の契約の金額は、入札結果により議案第7号の役場の執務用パソコンは411万7,410円、議案第8号の町立学校の校務用パソコンは608万4,100円となっております。

購入契約の相手方はどちらも、株式会社大塚商会 LA関西営業部となっております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第7号

令和2年度奈良県共同調達したパソコン等の購入契約の締結について

令和2年度奈良県共同調達したパソコン等の購入契約の締結について次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日 提出

安堵町長 西本 安博

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | パソコン等備品購入（31台） |
| 2. 契約の方法 | 随意契約 |
| 3. 契約の金額 | 411万7,410円（うち消費税37万4,310円） |
| 4. 契約の相手方 | 大阪府大阪市福島区福島6丁目14番1号
株式会社大塚商会 LA関西営業部
LA関西営業部長 南 英和 |
| 5. 予定価格 | 763万9,252円（税込） |

総務課長（吉田裕一） 続きますて、

議案第8号

令和2年度奈良県共同調達したパソコン等（教育委員会）の購入契約の締結について

令和2年度奈良県共同調達したパソコン等（教育委員会）の購入契約の締結について次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日 提出

安堵町長 西本 安博

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | パソコン等備品購入（46台） |
| 2. 契約の方法 | 随意契約 |
| 3. 契約の金額 | 608万4,100円（うち消費税55万3,100円） |
| 4. 契約の相手方 | 大阪府大阪市福島区福島6丁目14番1号
株式会社大塚商会 LA関西営業部
LA関西営業部長 南 英和 |
| 5. 予定価格 | 1,080万5,148円（税込） |

総務課長（吉田裕一） 以上、どうぞ御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、1件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに議案第7号について、討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 次に、議案第8号について、討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第16 議案第9号「奈良県域G I G Aスクール構想実現のための情報端末機器売買契約（令和元年度補正予算）の締結について」及び日程第17 議案第10号「奈良県域G I G Aスクール構想実現のための情報端末機器売買契約（令和2年度補正予算）の締結について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田教育総務課長。

(吉田教育総務課長 登壇)

教育総務課長(吉田彰宏) 改めまして、おはようございます。教育総務課の吉田です。よろしくお
願います。

議案第9号「奈良県域GIGAスクール構想実現のための情報端末機器売買契約(令和元年度補正予算)の締結について」と議案第10号「奈良県域GIGAスクール構想実現のための情報端末機器売買契約(令和2年度補正予算)の締結について」、一括して御説明させていただきます。

内容といたしましては、奈良県域GIGAスクール構想、いわゆる教育のICT環境の整備の実現を目指して、奈良県と市町村の教育委員会の共同設置の、奈良県域GIGAスクール構想推進協議会が実施する、児童生徒用パソコンの共同調達につきまして、安堵町も参加し企画提案方式(プロポーザル)によりまして、業者選定を実施し決定されました。

その内容に基づきまして、市町村ごとの随意契約となり、共同調達時点での予定価格が700万円以上であるため、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により本契約を締結するため、本議会に上程するものでございます。

なお、議案第9号については、令和元年度補正予算での対応で、児童生徒用パソコン186台分、議案第10号につきましては、令和2年度補正予算対応分で、児童生徒用パソコン224台分、合計410台分の情報機器端末の売買契約の締結についてでございます。

それでは、議案第9号の議案書を朗読いたします。

議案第9号

奈良県域GIGAスクール構想実現のための情報端末機器売買契約
(令和元年度補正予算)の締結について

奈良県域GIGAスクール構想実現のための情報端末機器売買契約(令和元年度補正予算)の締結について次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年安堵村条例第2号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日 提出

安堵町長 西本 安博

記

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 児童生徒学習用パソコン等備品購入(186台) |
| 2. 契約の方法 | 随意契約 |
| 3. 契約の金額 | 1,022万7,954円(うち消費税92万9,814円) |

4. 契約の相手方 奈良県奈良市高天町10-1 T. T. ビル4階
キシステム株式会社 奈良本社
事業統括取締役 井門 英也
5. 予定価格 1,023万円(税込)

教育総務課長(吉田彰宏) 次に、議案第10号を朗読させていただきます。

議案第10号

奈良県域GIGAスクール構想実現のための情報端末機器売買契約
(令和2年度補正予算)の締結について

奈良県域GIGAスクール構想実現のための情報端末機器売買契約(令和2年度補正予算)の締結について次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年安堵村条例第2号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月2日 提出

安堵町長 西本 安博

記

1. 契約の目的 児童生徒学習用パソコン等備品購入(224台)
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額 1,231万7,536円(うち消費税111万9,776円)
4. 契約の相手方 奈良県奈良市高天町10-1 T. T. ビル4階
キシステム株式会社 奈良本社
事業統括取締役 井門 英也
5. 予定価格 1,232万円(税込)

教育総務課長(吉田彰宏) 以上です。御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

議長(福井保夫) これより、一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

8番(森田 瞳) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。森田議員。

8番（森田 瞳） ちょっと教えていただきたいのですが、令和元年度の補正予算、令和2年度の補正予算ということで分けて、186台と224台、合計410台ですか、の購入ということで、これは台数410台になるけども、小学校、中学校の両方ということでお聞きしておりますけども、常々どちらの方の備品というのですか、管理をされていく訳ですか。

教育総務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田教育総務課長。

教育総務課長（吉田彰宏） どちらが管理される、ということでよろしいのでしょうか。

8番（森田 瞳） どこへ置いとくの。

教育総務課長（吉田彰宏） 小中学校、現場の方に置かせていただきます。小学校に278台、中学校に130台、置いておきます。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） そしたら、これはね、今、小学校、中学校で台数、今、計上されたけども、それは交代交代に要するにそれで実習、勉強していこう、利用していこう、ということなんですな。小学校の生徒数にしたら絶対数足らへんし、中学校にしたら絶対数足らんということ。まだ足らん分はあるんですか。

教育総務課長（吉田彰宏） 自席より失礼します。小学校の生徒数270人分と、中学校130人分、全員、網羅できることになっております。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） そしたら、全児童に割り当てする機械を購入できた、する、ということですね。

教育総務課長（吉田彰宏） はい。そのとおりでございます。

8番（森田 瞳） 全児童に。はい。ありがとうございます。

議長（福井保夫） はい。その他、質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） ただいま議題となっております議案第9号及び第10号は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号及び議案第10号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第18 発議第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） はい。

（森田議員 登壇）

8番（森田 瞳） それでは「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し

「地方税財源の確保を求める意見書」について説明いたします。

意見書の趣旨について説明をいたします。

新型コロナウイルスは世界中で猛威を奮い、我が国では今春緊急事態宣言が発せられました。その後も依然として人々の日常生活及び社会経済に、甚大な打撃を与え、有効な打開策が見出せない状態が続いています。

そのような中、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、地方財政が厳しい状況になると予想されます。

そこで、安定した行政サービスを持続させるために、地方税・地方交付税等の一般財源額の確保・充実を国に強く求めるものです。

それでは、発議1号を朗読いたします。

議案第1号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し

地方税財源の確保を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり安堵町議会会議規則第12条第1項の規定により提出します。

令和2年9月2日 提出

提出者	安堵町議会議員	森田 瞳
賛成者	安堵町議会議員	松田 勝
	安堵町議会議員	浅野 勉

8番（森田 瞳） 続いて、別紙2を御説明いたします。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、

償還財源を確保すること。

- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補てん措置を講じるとともに、減収補てん債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月2日

奈良県安堵町議会

意見書提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣

8番（森田 瞳） でございます。以上、同志の御賛同よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第19 認定第1号「令和元年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第25 認定第7号「令和元年度安堵町水道事業会計決算の認定について」までの7議案について一括議題とします。

只今、議題としました7議案について、提案理由の概要説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号から第7号「令和元年度安堵町一般会計」並びに各「特別会計歳入歳出決算」及び「水道事業会計決算の認定」につきまして、一括して御説明させていただきます。

はじめに、令和元年度、我が国経済は海外需要は弱いものの、雇用・所得環境の改善等により内需を中心に緩やかな回復が見られ、しかしながら10月に実施しました消費税率の引き上げに当たりましては、経済の回復に影響を与えてはならないとの観点から、軽減税率制度や臨時そして特別の措置を講ずるなど各種対策等の実施により改革が進められたところでございます。

本町においては、令和元年度予算の方針に沿って執行し、本年5月末日の出納閉鎖後、決算処理を行い、7月20日から27日の3日間の監査委員による決算審査を得まして、本年9月

議会定例会において認定をお願いすべく上程するものでございます。

それでは、認定第1号から第7号までの議案書を朗読いたします。

まず、認定第1号～第6号

令和元年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和元年度安堵町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に提出し、認定を求める。

1 令和元年度安堵町歳入歳出決算の認定について

認定第1号 一般会計歳入歳出決算

認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

認定第4号 下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第5号 介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

認定第6号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 令和元年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書

3 監査委員審査意見書

4 主要な施策の成果の説明書

令和2年9月2日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 決算書2ページをお願いいたします。令和元年度会計別決算総括表の一般会計。

予算額は36億7,223万9,000円に対しまして、歳入総額は33億3,806万2,724円。歳出総額は32億820万5,093円となり、歳入歳出差引額は1億2,985万7,631円となりました。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額5,392万4,120円を控除しました実質収支額は7,593万3,511円となり、翌年度へ繰り越しました。

歳入につきましては、前年度に比べマイナス4億1,920万1,077円の減となり、繰入金、それから町債等が大幅に減額となりました。

歳出については、前年度に比べ、マイナス3億3,230万3,576円の減額となりました。

次に各特別会計決算でございます。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、予算額10億1,416万4,000円

に對しまして、歳入総額は9億3,718万9,990円、歳出総額は9億5,957万8,593円となり歳入歳出差引額は、マイナス2,238万8,603円となりました。不足額は翌年度繰上充用金をもって補てんいたしました。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、予算額は2,681万2,000円に對しまして、歳入総額は98万8,430円、歳出総額は2,679万2,392円となり、歳入歳出差引額は、マイナス2,580万3,962円となりました。不足額は翌年度繰上充用金をもって補てんいたしました。

下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、予算額は3億237万5,000円に對しまして、歳入総額は2億6,708万9,860円、歳出総額は2億6,708万9,860円となり、歳入歳出差引額は0円となりました。

次に、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算につきまして、予算額8億268万5,000円に對しまして、歳入総額は7億2,523万8,087円、歳出総額は6億9,288万3,102円となり、歳入歳出差引額は3,235万4,985円となりました。翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、予算額9,900万円に對しまして、歳入総額は9,801万3,352円、歳出総額は9,796万152円となり、歳入歳出差引残高は5万3,200円となり翌年度へ繰越いたしました。

総合計につきまして、予算額59億1,727万5,000円に對しまして、歳入総合計は53億6,658万2,443円、歳出総合計は52億5,250万9,192円、歳入歳出差引残高総合計は1億1,407万3,251円となり、内、繰越明許費繰越額は5,392万4,120円、翌年度繰越額は6,014万9,131円となりました。

会計別決算総括表は、以上でございます。

次に、認定第7号「令和元年度安堵町水道事業会計決算の認定について」御説明をさせていただきます。

令和元年度水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読をいたします。

認定第7号

令和元年度安堵町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和元年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に提出し、認定を求めます。

令和2年9月2日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次に、決算書の12ページ、令和元年度安堵町水道事業報告書をお開きください。

中段の、経理状況を朗読致します。

収益的収支については、収入では営業収益1億4,252万2,837円と前年度に比べ、マイナス0.3%の減となり、給水収益（水道料金収入）につきましては1億3,567万205円で、その他営業収益を合わせた事業収益は1億6,404万6,909円でありました。

また、事業費用では人件費、受水費、動力費、企業債利息等の経費で1億5,007万5,884円となり、前年度に比べ225万6,095円の増となりました。

以上、収支差し引きいたしますと、1,397万1,025円の当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金6億9,207万2,135円を加えますと、7億604万3,160円の利益剰余金となりました。

以上、令和元年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の状況でございます。

御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） 続きまして、議会選任の監査委員に決算審査意見について報告を求めます。

議会選出監査委員（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田委員。

（森田議会選出監査委員 登壇）

議会選出監査委員（森田 瞳） それでは、監査委員による決算審査の結果について報告します。

これは、代表監査委員との合議によるものであることを最初に申し上げておきます。

はじめに、安堵町一般会計及び特別会計決算審査の結果について。

第1 審査の対象

令和元年度の一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、下水道事業特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第2 審査の期日

令和2年7月20日、22日、27日

第3 審査の実施者

監査委員 徳久亮太郎、監査委員 森田瞳

第4 審査の方法

審査に付された各決算書及び決算付属書類が、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係帳簿その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施いたしました。会計管理者が所管している諸帳簿及び決算に関する証拠書類等と照合し、また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施した。

なお、有価証券等については、7月20日に確認を行いました。

第5 審査の結果

審査に付された一般会計及び各特別会計の、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して作成され、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況についても、計数に誤りなく、適正に運用されているものと認めました。

決算の概要は、決算審査意見書2ページ以降のとおりでございます。

審査意見を申し述べます。

財政調整基金は、経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋める場合、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他建設事業の経費、その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合等に活用する重要な基金である。

町の財政調整基金積立金は現在高6億6,541万2,034円であるが、今後、取り崩しが続けられる場合、町人口の減少傾向、高齢者人口の増加による労働人口の減少傾向等に伴う歳入の減額により、健全な財政基盤を維持することがますます困難な情勢になると見込まれ、厳しい財政運営を余儀なくされる可能性が出てくるものと危惧される。

また、昨年11月に実施された「安堵町財政健全化計画」の中で、歳出の取組み方針の一環として、人件費に触れているが、人件費の増額が、財政調整基金の取り崩しの要因となることは、あってはならないことを厳に提言する。財政調整基金の不足は借金に繋がり、結果的に返済額の増加、返済期間の長期化となり、町の財政運営を圧迫することになる。したがって、今後共に財政調整基金の取り崩しに当たっては、より一層の熟慮のうえ行うこととし、町民生活に直結し、かつ緊急性がある施策を最重点として運用し、健全で持続性のある安定的な財政運営に努められたい。

○清掃業務委託について

トーク安堵カルチャーセンターに掛かる委託費と、それ以外の施設及び、役場庁舎にかかる委託費を比較すると、清掃業務内容、面積等がそれぞれ異なるため一概には言えないが、委託契約金額の妥当性を考慮する必要があると思われる。役場庁舎及び、本町各施設に係る委託業務内容の見直しを含め、次期委託契約内容の縮小化等をし、委託費の縮減を図りたい。

○消防賞じゅつ金基金について

現在、「消防団員等公務災害補償等責任基金」及び「消防団員等福祉共済」に加入し、消防団員の公務災害、消防団員の死亡又は生涯補償等、消防団員にかかる福祉事業は、これらによって補われている。当該基金は、それらの制度と趣旨が重複するため、存続の必要性はないと思われる。よって、当該基金の廃止を提案する。

これは、先ほどの議案第2号にて廃止されたとおりでございます。

○各種団体に対する補助金について

今年度の補助金、対前年度比10%減額された。今後の財政事情によっては、更に減額することを考慮に入れる必要がある。各団体に対する補助金は、例年、前年度と同額を支給している実態が散見されるが、事業の目的を精査のうえ、毎年、実績報告書を提出した団体に対して必要に応じた金額を交付すべきである。したがって、団体に対する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和46年安堵村規則第5号）の規定によって、交付の手続き、審査、金額の算定等のうえ交付することとし、根拠が不明確なものがあることはない。

続きまして、令和元年度安堵町水道事業会計決算審査の結果について報告いたします。

第1 審査の対象

令和元年度水道事業会計決算

第2 審査の期日

令和2年7月20日

第3 審査の実施者

監査委員 徳久亮太郎、監査委員 森田瞳

第4 審査の方法

審査に付された決算書類が、関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿その他の会計帳票及び関係書類との帳簿突合、証憑(しょうひょう)突合、決算突合等の通常実施すべき審査手続き及び必要と認めたその他の審査手続きを実施した。

また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査手続きを実施した。

なお、審査に当たっては、水道事業が地方公営企業法第3条の規定に従い、合理性と

能率性の発揮と公共の福祉を増進するよう運営されたかどうかを検討するための分析等も行った。

第5 審査の結果

審査に付された決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

決算の概要は、決算書2ページ以降のとおりである。

最後に、審査結果の意見を申し述べる。

令和元年度決算における給水収益、営業費用、純利益等については、決算書に記載しているとおりであるので割愛いたします。

決算に関し、水道事業収益は1億6,404万6,909円で前年度に比べ92万6,293円の増であることから遜色ない結果となっている。

水道事業費用において、配水場修繕費が前年度に比べて505万1,446円の増加であるが、それ以外については前年度並みの結果となっている。

資本的収支についても、予算内で計画的に執行できている。今後も収支について精査しつつ、水道事業運営を適切に進められたい。

以上、決算審査の結果報告といたします。

以上です。

議長（福井保夫） はい。ありがとうございました。

これより、総括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 総括質疑なしと認めます。

お諮りします。

認定第1号につきましては、議長と議会選出監査委員の議員を除く、6人の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、議長と議会選出監査委員の森田議員を除く6人の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、認定第2号から認定第7号までの6議案について、議長と議会選出監査委員の議員を除く6名の委員で構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第7号までの6議案については、議長と議会選出監査委員の森田議員を除く6名の委員で構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました各決算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

休 憩 (午後12時26分)

再 開 (午後12時28分)

議長(福井保夫) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置された決算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会 委員長 三浦議員、副委員長 山岡議員。

特別会計等決算審査特別委員会 委員長 浅野議員、副委員長 大星議員です。

以上です、よろしく申し上げます。

なお、主要な施策の成果証明書の中で、総合戦略の位置づけが、記載しています。平成28年2月に策定された「安堵町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」において基本目標ごとの取組みと、平成31年度、つまり昨年度における目標値を掲げていますが、その実施した内容、達成度、実績等について全員協議会を開催して説明を聞きたいと思います。

議員の皆さんどうでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長(福井保夫) はい。開催等日時は別途通知しますので、予定しておいていただきたいと思います。

議長(福井保夫) 日程第26 報告第4号「令和元年度決算に係る健全化判断比率報告書について」及び日程第27 報告第5号「令和元年度決算に係る資金不足比率報告書について」を一括議題とします。一括して説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。富井総合政策課長。

総合政策課長(富井文枝) はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) 総合政策課、富井でございます。

それでは、報告第4号、及び報告第5号について、一括して御説明をさせていただきます。

まず、報告第4号「令和元年度決算に係る財政健全化判断比率報告書について」御説明をさせていただきます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、御報告をするものでございます。

財政の健全化比率につきましては、四つの指標で示され、一つ目実質赤字比率及び二つ目の連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字では無いため、比率としては算定はされません。

三つ目の実質公債費比率につきましては、経常的収入のうち、実質的な公債費に充てられた割合を示すもので、令和元年度は前年度よりも0.1%改善し、6.2%でございます。

四つ目の将来負担比率につきましては、現在抱える実質的な負債に対して、今後、見込まれる収入が下回ったものの、令和元年度の将来負担比率は、前年度よりも1.6%改善し33.9%となりました。

令和元年度財政健全化判断比率の4指標は、表の括弧内の早期健全化基準を全て下回っているため、財政健全化状況であることを御報告をいたします。

続きまして、報告第5号「令和元年度資金不足比率報告書について」御説明をさせていただきます。本報告につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、御報告をするものでございます。

資金不足比率報告書は、法適用公営企業である、水道事業会計及び法非適用公営企業の下水道事業特別会計の、二つの会計の資金不足の比率を算定するもので、いずれも赤字でないため、ともに比率としては算定をされておられません。

なお、本年7月27日に監査委員の審査に付し、意見書をいただいております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（福井保夫） はい。続きまして、議会選出森田監査委員に、審査の結果について報告を求めます。

議会選出監査委員（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。もうちょっとです、頑張ってください。

（森田議会選出監査委員 登壇）

議会選出監査委員（森田 瞳） それでは、監査委員2名を代表いたしまして、令和元年度決算に係る財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について報告いたします。

第1 審査の対象

令和元年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期日

令和2年7月27日

第3 審査の実施者

安堵町監査委員 徳久亮太郎、同じく監査委員 森田瞳

第4 審査の方法

審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に準拠し適正に算定されているかに主眼を置いて審査いたしました。審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を算定

するための算定様式の記載事項について、関係部局が作成した算定根拠資料等の確認を行いました。さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取して審査を実施しました。

第5 審査の結果

審査に付された令和元年度決算に基づく健全化比率及び資金不足比率並びにそれぞれの算定となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であることと認めました。各比率は、意見書2ページ以降に次のとおり掲載しておるとおりでございます。

それでは、審査意見を述べます。

健全化判断比率、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字比率には該当しない。

実質公債比率及び将来負担比率については、健全と言える。しかし、是正改善を要する事項として、平成27年度以降上昇し続けている将来負担比率については、平成30年度の当該率は前年度に比べて約32%と大幅に上昇し、令和元年度には若干低くなった。当該比率の上昇を抑制し、健全な財政運営に努められたい。

資金不足比率、令和元年度の水道事業会計及び下水道事業特別会計については、いずれの会計も資金不足は生じていない。

よって、是正改善を要する指摘事項は特にございません。

以上、報告といたします。

議長（福井保夫） これより、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号及び報告第5号を終結します。

議長（福井保夫） 日程第28 報告第6号「令和元年度安堵町土地開発公社決算の報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

建設課長（池田佳永） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。池田建設課長。

（池田建設課長 登壇）

建設課長（池田佳永） おはようございます。建設課の池田です。よろしくお願ひいたします。

それでは報告第6号「令和元年度安堵町土地開発公社決算の報告について」を御説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

令和元年度安堵町土地開発公社の報告書でございます。中段の庶務関係を御覧ください。

令和元年6月14日に、平成30年度収支決算につきまして監査が行われ、同年7月1日の定例理事会におきまして、平成30年度収支決算報告の承認を得ました。

次に、令和2年2月3日、定例理事会におきまして、令和2年度事業計画及び予算案につきまして審議していただき、承認をいただいております。

次の4ページをお願いいたします。

1の令和元年度公有用地の先行取得及び2の保有地の売り払い事業は、ともにございませんでした。

次の5ページをお願いいたします。令和元年度安堵町土地開発公社決算報告書でございます。

まずは、収益的収入でございますが、第1款 事業収益でございますが、保有地の売り払いはございませんでしたので、決算額は0円でございます。

第2款 事業外収益、第1項 受取利息の決算額は500円でございます。

支出の部では、第1款 事業原価におきましても、公有地の取得がございませんでしたので、決算額は0円でございます。

次の6ページをお願いいたします。

資本的収入の部でございますが、第1款 資本的収入、第1項 借入金におきましては、借入金がございませんでしたので、決算額は0円でございます。

第2項 利子補給金におきまして、決算額は379,576円。これは、借入金の利子分を町から補てんしていただいております。

次に、歳出の部でございますが、第1款 資本的支出、第1項 公有地取得事業費におきましては、取得用地がございませんでしたので決算額は0円でございます。

第2項 事業外費用の決算額は、379,576円。これは、借入金の利息の支出でございます。

次のページ以降の事項別明細等につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

それでは、報告書を朗読いたします。

報告第6号

令和元年度安堵町土地開発公社決算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和元年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり報告する。

令和2年9月2日 報告

安堵町長 西本 安博

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これで、報告第6号を終結します。

議長（福井保夫） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次の本会議は、9月3日、午前10時開会です。

一般質問を予定しております。

本日は、これで散会します。

お疲れ様でございました。

散 会

午後12時41分
